

## 国民年金保険料の免除制度について

所得が少ないときや失業などにより国民年金保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

### ◇過去2年までさかのぼって免除申請ができます

国民年金保険料の免除申請は、申請月の2年1か月分前の月分までさかのぼって申請することができます。

申請が遅れると、万一のときに障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請をしてください。



### ◇免除制度紹介

#### ①免除(全額免除・一部免除)申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業などの事由がある場合には、国民年金保険料の全額または一部が免除となります。

なお、一部免除には、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」があります。

#### ②若年者納付猶予申請

**30歳未満の方**で、本人・配偶者それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予されます。

#### ③学生納付特例申請

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶予されます。

### ◇「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違いについて

	納 付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 学生納付特例	未 納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる ※2	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる ※1	含まれる ※1、※2	含まれない	含まれない

※1 国民年金保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が下記のとおりとなります。(平成21年4月以降の免除期間について)

- ・全額免除の場合：2分の1
- ・半額免除の場合：4分の3
- ・4分の3免除の場合：8分の5
- ・4分の1免除の場合：8分の7

※2 一部免除については、減額された国民年金保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

## 年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続をお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

相 談 日	相 談 場 所
平成28年5月19日(木)	市役所3階会議室
〃 7月21日(木)	福祉センター3階会議室2
〃 9月15日(木)	市役所3階会議室
〃 11月17日(木)	市役所3階会議室
平成29年1月19日(木)	市役所3階会議室
〃 年3月16日(木)	市役所5階会議室

◇相談時間 10:00~11:30、13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 ☎0739-24-0435

※電話予約は相談日の1か月前からできます。

◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。「プッシュボタン」を押す。か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」